

令和6年 第1回 北海道議会定例会予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 令和6年3月14日(木)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 総務部長兼北方領土対策本部長 山本 倫彦
 教育・法人局長 成田 正行
 大学法人担当課長 窪田 善則

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 札幌医科大学の喫煙問題について 健康増進法の改正により、2019年7月1日から病院・診療所は屋内全面禁煙、屋外も「特定屋外喫煙場所」以外は、禁煙となりました。</p> <p>(一)喫煙の発覚・指導に至った経過について ところが、今年2月8日に敷地内全面禁煙となつている札幌医科大学の医局内で長年にわたる喫煙が発覚し、テレビ、雑誌で大きく報道されました。札幌医科大学は調査を進め、再発防止と関係職員の処分をしたわけですが、喫煙の発覚及び札幌市保健所から指導改善を求められるに至った経過について、まずお聞きします。</p> <p>(二)学内管理について 第1種施設である病院や学校は敷地内禁煙が義務付けられております。よって、学長は、「特定屋外喫煙場所」以外で喫煙または喫煙をしようとする者に対して、喫煙の中止または当該喫煙禁止場所からの退出を求めよう努めなければならないとなっております。なぜ、研究室にある培養室で長年にわたって喫煙が続き、改善されなかったのか。札幌医科大学はどのような管理をしていたのか伺います。</p> <p>そのような言い訳は通用しません。</p> <p>(三)影響について 今回の影響をどうお考えですか。</p>	<p>(教育・法人局長) これまでの経過などについてでございますが、昨年12月、札幌市保健所から札幌医科大学に対し、大学敷地内で喫煙が行われている旨の情報提供があったほか、本年1月末に、具体の喫煙箇所について、追加の情報提供を受け、札幌医科大学が、現場調査等を行ったところ、臨床教育研究棟の講座研究室内、附属病院の外構、臨床教育研究棟の外構の計3カ所で、喫煙の痕跡とその事実を確認したところでございます。また、2月6日には、喫煙者5名を特定し、医学部長から、所属長も含め本人に対して、口頭により厳重注意を行ったほか、2月7日に全職員に対し、理事長名で敷地内禁煙の厳守を徹底するよう通知するとともに、2月14日に、改めて喫煙者5名の処分を行ったところでございます。なお、健康増進法では、喫煙が禁止された場所に喫煙器具や設備を設置している場合、札幌市保健所が管理権原者に対し、指導や勧告・命令等を行うことができますとされておりますが、当該事案については、現時点で、札幌市保健所からの指導は、行われていないと承知しております。</p> <p>(大学法人担当課長) 学内管理についてであります。札幌医科大学の施設の管理については、校舎等管理規則により、校舎等の施設ごとに置かれた施設管理者の指示に従い、各課の課長等が、所属の各室における秩序の維持や火災、盗難その他災害の防止などに関することを処理しなければならないこととなっております。今回、喫煙行為が確認された臨床教育研究棟の研究室につきましても、健康増進法により禁煙となっているにも関わらず、こうした各室の管理にあたる者が、清掃及び整頓の状況のほか秩序のある使用などについての確認が、十分ではなかったことなどから、札幌市保健所からの情報提供があるまで、把握に至らず、喫煙行為が続いていたものと考えております。</p> <p>(教育・法人局長) 今回の喫煙事案の影響についてであります。札幌医科大学では、この度の敷地内での喫煙については、本道において医療・医学を担う公立大学法人としてあってはならない事態であり、道民の皆様をはじめ、道内医療関係者の皆様の信頼と期待を裏切ることとなったと認識しており、今後、敷地内禁煙の徹底を図り、信頼回復に努める考えでございます。また、診療報酬への影響については、附属病院は、特定機能病院であることから、特定機能病院以外の病院が対象となる地域包括診療加算や急性期充実体制加算などの敷地内禁煙を要件とする診療報酬加算は、取得していないほか、令和2年度の診療報酬改定において、それまで屋内禁煙を求めていたがん診療連携拠点病院加算や小児科療養指導料といった項目につきましても、健康増進法の禁煙規定が優先されるため、屋内禁煙の要件が削除されたことから、診療報酬に影響はない旨、札幌医科大学から報告を受けている。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>それは過小評価ではないですか。 大きな紙袋いっぱい吸い殻の写真がアップで報道されています。病院に隣接した医局で火災のリスクも否定できず、人命を預かる病院で喫煙を見逃してきた札医の管理責任は非常に重いと思います。意識改革なしに信頼は取り戻せません。</p> <p>(四)報道の真偽について 喫煙していたのはいずれも医師と報道されていたが事実ですか。</p> <p>(五)休憩時間の確保について 札幌医大病院は地域がん診療連携拠点病院に指定されています。喫煙はがんのリスクを高めるだけでなく、一種の依存症で、治療の対象です。喫煙を肯定するものではありませんが、すぐに禁煙が成功するわけではないことから、喫煙者が敷地を離れて喫煙できる休憩時間は確保されていたのでしょうか。</p> <p>(六)禁煙外来治療について 札医で治療するために禁煙外来はないのですか。</p> <p>(七)対応について 今回の問題を経て、改めて信頼を回復していくためにも、今後どう取り組むのか、部長の見解を伺いたいと思います。</p> <p>単に処分にとどまらず、しっかりと治療すること。それから、医局内で進言しやすい環境を整えて、医師養成機関として相応しい状況を作っていくことが信頼回復に繋がると、それなしには信頼回復はありえないということを申し上げます。</p>	<p>(大学法人担当課長) 本事案における喫煙者についてであります。札幌医科大学では、2月14日に、喫煙者5名の処分の内容について、報道発表を行うとともに、大学ホームページに掲載し、医学部准教授1名、医学部講師1名、医学部助教1名、非常勤の医師2名、と公表したところであり、5名全員が医師であると承知しております。</p> <p>(教育・法人局長) 休憩時間の確保についてでございますが、札幌医科大学に勤務する職員の休憩時間及び休息时间につきましては、北海道公立大学法人札幌医科大学職員の就業規則と、勤務時間・休日及び休暇等に関する規程等により、定められているところでございます。 また、札幌医科大学における職員の喫煙に関する取扱いに関しては、勤務時間中は喫煙しないこととし、喫煙のために職場離脱する場合は、年次有給休暇を取得すること、勤務時間の内外に関わらず、施設敷地内はもとより、施設敷地周辺の路上等においても喫煙しないこと、勤務時間外に施設敷地周辺の喫煙所を利用する場合であっても当該施設等との摩擦が生じることがないように、利用ルールやマナーの遵守を徹底すること、などを理事長名で全ての教職員に通知しているところでございます。</p> <p>(大学法人担当課長) 禁煙外来治療についてであります。札幌医科大学附属病院においては、平成28年4月以降、禁煙外来は設置しておりません。</p> <p>(総務部長兼北方領土対策本部長) 札幌医科大学の対応についてであります。札幌医科大学は、健康増進法によりまして、特定の場所以外での喫煙は禁止となっております。こうした中で、本事案が発生したことは誠に遺憾であると考えております。 札幌医科大学におきましては、喫煙行為を確認した職員や所属長に対しまして、戒告や訓告などの厳正な処分を行うとともに、全ての教職員に対し、改めて、敷地内禁煙の周知徹底を図ったと聞いております。 道といたしましては、札幌医科大学が、本道の地域医療に貢献する役割を果たし、道民の皆様の信頼を回復することができるよう、各般の取り組みに対しまして、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。</p>